

明治三十五年
日誌
津田村長

0001

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

128

7 9 8 9 9 2 8 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

河内三年日記

當日市上各小學校新正式、午前
 八時より、市上各小學校、校長及西岡、
 教員等、二、三名、市上各學校、校長及西岡、
 出立、市上各學校、校長及西岡、
 午後三時、市上各學校、校長及西岡、
 午後五時、市上各學校、校長及西岡、
 午後七時、市上各學校、校長及西岡、
 午後九時、市上各學校、校長及西岡、

有年則定時日本行情

丁巳
日天

李孝賢吳炳

同
五日
日
休

日文自天

高工本所新因德志士大座祝市初種神集
金志之安如市法記得修了增量居市取次

一七

午前十時、海上神田より、弘文館へ新入

[illegible]

此物係由本處分發之

此乃天機不可洩

張其成

1-3 Feb. 1944 - 1st yr after

1870-1871

此乃後之師子市歸而於德庵毫之龍子新任分
若以柳所學却欲求玄及一旦為君長之言中

飲交証

金五兩九拾餘人 村長実費金
併之十四年三月十九日 安樂川村渡場所
市部所 右記あり 三月十九日 所
出之 市部所 右記あり 三月十九日 所
十日市部所 余之 市部所 右記あり

右 飲交証 市部所 右記あり

西暦村長津田正邦

那賀町西暦村長津田正邦

此紙係由... (faint handwritten text)

中... (faint handwritten text)

張... (faint handwritten text)

... (faint handwritten text)

... (faint handwritten text)

... (faint handwritten text)

... (faint handwritten text)

... (faint handwritten text)

張... (faint handwritten text)

... (faint handwritten text)

0005

安樂川村文書Ⅱ 文書号 129

7 98 99 28m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

附錄 卷之四 藝文類

[illegible]

一七五

十年前時た、麻上神田多事熱代学校今新二葉

所令去自今已。希望之陳述爲之出以
中。現年。松平亮三。松山号也。
津田俊二。陸軍少佐。地。守。湯。
豊後屋新築地。其前渡米地元。守。湯。是ノ
折上地下。高き多き方申出タリ。因テ今四
村云決設ノ様様。詳細説明シタリ
日八〇天

幸勿外此乎ナ

此日午後三時
 市內有德和
 電氣行新
 任分
 署長柳剛
 學部新
 任分
 署長
 及
 日
 本
 政府
 長
 官
 市

安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書

一 月 廿 四 日 晴

安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書

一 月 廿 四 日 晴

安樂川村文書 別巻 安樂川村文書

一 月 廿 四 日 晴

安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書
安樂川村文書 別巻 安樂川村文書

自是金店内新式飲交ス

一時市中より新式、新式なりし、新式化ス
品面通ニ成リ

一月十八日 土曜日

各地地租より新式金店至千七

品出金店、新式金店、新式金店、新式金店

新式金店、新式金店、新式金店、新式金店

新式金店、新式金店、新式金店、新式金店

一月十八日 日曜

一月二十日 曜

品出金店、新式金店、新式金店、新式金店

品出金店

品出金店、新式金店、新式金店、新式金店

品出金店、新式金店、新式金店、新式金店

品出金店

品出金店、新式金店、新式金店、新式金店

品出金店

品出金店

品出金店、新式金店、新式金店、新式金店

順慶町憲兵屯所
陸軍憲兵上等兵 岡本勇次郎

品出

順慶町憲兵屯所
陸軍憲兵上等兵岡本勇次郎

0011

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

130

37 68 27 69 70 71 72

Y. KAMOTO.

FUGLEMAN OF GENSARMES.

0012

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

130

37 68 27 69 70 71 72

自金走内新式飲交ス

一昨今市況急落、金貨アリシ、多量に力
品面通ニ成アリ

一月十八日 土曜

各地租金に別内

農出金金貨金貨

金貨金貨金貨

金貨金貨金貨

金貨金貨金貨

一月十九日 日曜

Y. PRAMOTO.
FOOTLEMAN OF GENDARMES.

小信

二

一月二十日 曜

一昨日市況急落、金貨アリシ、多量に力
品面通ニ成アリ

一昨日市況急落、金貨アリシ、多量に力
品面通ニ成アリ

一月二十日

金貨金貨金貨

金貨金貨金貨

金貨金貨金貨

金貨金貨金貨



有る一國を以て交けたり又其の先取に授けり

丁卯九月

有る一國を以て交けたり又其の先取に授けり

一、金、た、る、あ、り

柳、木、由、る、り、と

一、り、と、る、あ、り

田、は、あ、る、り、と

一、金、た、る、あ、り

一、金、た、る、あ、り

西、國、海、を、り、と

有る一國を以て交けたり又其の先取に授けり

有る一國を以て交けたり又其の先取に授けり

一、金、た、る、あ、り

西、國、海、を、り、と

一、金、た、る、あ、り

西、國、海、を、り、と

一、金、た、る、あ、り

西、國、海、を、り、と

日

5

何子并安人外之早更に々り

3

下
五
所
所
生
以
之
於
終
乎

下市町 晴

望下 晴

昨日の夜、雨の如き、大抵、之を片

草、其の如く、彼等、之を片、一の屋

帳、之を片、一の屋、之を片、一の屋

一月二十日 天

糸糸日休

一月二十一日 天

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

糸糸日休

五七五

量
本庄四時常丁

日曜休

松月書

高平縣志卷之七

一全抄之自少壯時 高年所集金

此中亦有一山名曰斗山

石十

昔日所回山名取之曰青牛堂

卷之四 後、有納出 後、有り

丁巳月

客方新長春君省恒懷方池泉之平苗取

多記出花アリ

方寸室社年陽聖以同是之即弄法既

五冬冬冬

之福分年醴

此係个空后也 乃个空甲及新庄

遷居、即立為新寺

三石齋

學子之志也

龍皇旗授受し午後二時降参

二十日 天 金日休 午ノ甲

二月十一日 天

歳月本外夜所より西宮に輪船是
時皆接参りお出所より 諸親王等之に接参り
接参し午後二時降参

二月十二日 天 午後金日休
二月十六日 天 午後金日休

二月十三日 天

二月十六日

三月五日 天 午後金日休
三月六日 天 午後金日休
三月七日 天 午後金日休
三月八日 天 午後金日休
三月九日 天 午後金日休
三月十日 天 午後金日休
三月十一日 天 午後金日休
三月十二日 天 午後金日休
三月十三日 天 午後金日休
三月十四日 天 午後金日休
三月十五日 天 午後金日休
三月十六日 天 午後金日休
三月十七日 天 午後金日休
三月十八日 天 午後金日休
三月十九日 天 午後金日休
三月二十日 天 午後金日休
三月二十一日 天 午後金日休
三月二十二日 天 午後金日休
三月二十三日 天 午後金日休
三月二十四日 天 午後金日休
三月二十五日 天 午後金日休
三月二十六日 天 午後金日休
三月二十七日 天 午後金日休
三月二十八日 天 午後金日休
三月二十九日 天 午後金日休
三月三十日 天 午後金日休

二月十四日

三月五日 天 午後金日休
三月六日 天 午後金日休
三月七日 天 午後金日休
三月八日 天 午後金日休
三月九日 天 午後金日休
三月十日 天 午後金日休
三月十一日 天 午後金日休
三月十二日 天 午後金日休
三月十三日 天 午後金日休
三月十四日 天 午後金日休
三月十五日 天 午後金日休
三月十六日 天 午後金日休
三月十七日 天 午後金日休
三月十八日 天 午後金日休
三月十九日 天 午後金日休
三月二十日 天 午後金日休
三月二十一日 天 午後金日休
三月二十二日 天 午後金日休
三月二十三日 天 午後金日休
三月二十四日 天 午後金日休
三月二十五日 天 午後金日休
三月二十六日 天 午後金日休
三月二十七日 天 午後金日休
三月二十八日 天 午後金日休
三月二十九日 天 午後金日休
三月三十日 天 午後金日休

上り下り

[illegible]

聖天子之命也。建寧府城內有佳
 壩曰官書。城中之作曰。此中出也。
 按全建寧地遠之。坡溪既多矣。地
 險之坑宜也。其合生惜海潮下久
 有耳。二千年前所為。其天之法地
 上接之。日月年名。五十年後。亦梁。操操
 視察。入心。日月方明。教云也。

百五十五

4. 子

多々不承宛り果てて夜多馬出延五祝等
業稼年産出は千兩にたり

市子に在る寺に於て住持宛に云々
此寺に在る寺に於て住持宛に云々
此寺に在る寺に於て住持宛に云々

二月二十四日

止りて云々

市子に在る寺に於て住持宛に云々
此寺に在る寺に於て住持宛に云々
此寺に在る寺に於て住持宛に云々

接之人

中

二月二十四日

日曜休

他

二月二十四日

止りて云々

市子に在る寺に於て住持宛に云々
此寺に在る寺に於て住持宛に云々
此寺に在る寺に於て住持宛に云々

市販の新長蛇肉に於て一匹に云アル
出市に於て其の取らるゝ

其日新長所、安んずる社会の胎生を、因、道徳之

卷之八

辛 福

肉

三

山名解云

卷之四

一 城之全圖

齊家

美滿堂

何方之口口口口

二力三千五百

天
午
方
時
分
西

吾自取長所取費以圖遂之

二十、折九卷折九海竹
玉骨如雪比松

之

十時より新友軒へ茶座に柳田金語常道
船より又舟子新友軒に上り新島に出
た途に舟中舟中留置あり

二月二十六日

山陰李西園記

春日宮谷の松、金もふくむと伝へ

一覽全書
辛酉秋
李鴻章
題

アリふ

清江先生詩集卷之四

三ノ山

本行在子午路之東西門外之東

二月二十八日 星期一

二万五千

ありき前如く 酒充無津月蔵しゆ故春
つるまてうとし出るとはるす之酒松樹とて飲
みしとあり

一、大正九年四月、師事安年、頗受欽愛、記其教訓、
托以又二、三、上、壯、宏、之、意、願、云、此、師、弟、師、
へ、托、し、送、し、付、せ、り、

一、石梁寺、甲、悟道、為、在、寺、中、平、福、聖、德、受、心、
布、送、送、心

市の中心に建てる必要あり。是れ市の要地なり。是れ市の中心に建てる必要あり。是れ市の要地なり。

三才

時而有

明倫彙編
家範典
孝行典
卷一百一十五

[illegible]

ありたき物も仲王房下より初上牛
 中知知少少之合之能う不常候居候所
 不常之合之合也 仲王房下より初
 中知知少少之合之能う不常候居候所

此乃和山志之三冊所引之記全數相符
歟今又書面之未信也

改ノ新古面々テ估れテ

不主而由西田が在る所
併ニ三ヶ所ニテテ者三井所
ノ領ヲ入テリシヨ

多已各收以快、各稅乃什稅尋氣乞記

金瓶梅

金三叔以系以成以七

席位丁律力景古ふふ以今地初予以解

集會界出金庫出產

子方

年前一時
日夫白蓮雨

正而不苛

為子以愛女金氏而新長所予送行別者

王季子孫公西赤金 交白金

金安宮後夜、交付也。

天

らりあき

多和山王并河去衣身宜祖飲金

新編一書

屋上四時景六帖卷之四

分方分方
三子三子

今定其志立孔四象七取少也

三子之自天

三

[illegible]

朱子云、建寧府、西都、而、于、候、補、地、可、
阿、地、之、り、而、中、吹、去、の、回、差、の、上、
二、主、の、所、地、あり、候、を、し、に、中、の、子、其、
子、其、の、子、子、候、可、降、可、し、又、建、寧、府、
易、面、有、る、木、村、沼、澤、多、い、大、の、所、あり、
と、い、ふ、可、し、敷、く、子、氏、の、所、也、

午前市易所，市度處，中法藥房，集
議，內有曹學傳，山西歌者記出，
了。

一月三日福元子福元子永忠及
宣懷所子出子

食後所行步

午宜云舞字五十字秘妙出支部爲記通
冒大造以入集字醞聖字酒金底從ソ
方商必於話アリ口合爲邊地ニアリ

方廣設教語門名通論之

音官

乙卯年

有り候て是等々之の事より余等又も
 市里を洗刷す所ニ付之ル迄又せし
 之り候所 日陰

之有如水口

高平年時市形長所ヨリ下高平所迄

少子養育所より、彼等全世にわたる
自宅への帰り

二十四

三月朔日要即復業

ありて中世を以て創月、又後世を以て五劫少
 道人居たり又三劫、又何人

古岳形多此出渚アリ焼取可也云々

新編五言一
古交 中
書九美

學子文字上至天梯文子學校用之木梯

奇付れ出之アルヲ一木牌市夕持座ケアリ
 有り而止水新所食言實言ノ其味ヲ讀解云
 讀解云一各言一又誤取之傳却因誤言實言
 ノ誤言云云云
 三月十日晴 山ノ下 西多路ノ下
 幸路ノ外他ノ下
 三月十日晴 山ノ下 西多路ノ下
 幸路ノ外他ノ下
 三月十日晴 山ノ下 西多路ノ下
 幸路ノ外他ノ下

奇付れ出之アルヲ一木牌市夕持座ケアリ
 有り而止水新所食言實言ノ其味ヲ讀解云
 讀解云一各言一又誤取之傳却因誤言實言
 ノ誤言云云云
 三月十日晴 山ノ下 西多路ノ下
 幸路ノ外他ノ下
 三月十日晴 山ノ下 西多路ノ下
 幸路ノ外他ノ下
 三月十日晴 山ノ下 西多路ノ下
 幸路ノ外他ノ下

キタノトクマツムササシヤウカワリニテ
一、本、新、大、堂、業、実、励、志、大、其、實、志、
野、之、大、出、以、之、年、七、倍、之、有、之、有、之、

乃常々方等小學授之終々悉盡其蘊
 後幻燈臺會う実僅しより融了し
 乃又餘念して生起雲翳十二の
 切敷を久

三月十六日 火曜

予あす内村村長を以て役所迄に傳言せし
 其意よりいふ其の才を以て御免補
 賜ふに依りては之を返すに非ざる
 此意を所傳に盡しし事
 乙酉十月十七日 山崎八郎 書

有地不供他法所希望又碑云七初ノ社殿久矣
某國寺共ある處スハ要是立合ニ上テ依テ之
法欠形案セシム著然者ヲ如信和科米取ノ後定
ルヲ為シカレ果ナル由タレハ斗ニシテカレ爲
カレ斗ノ昔也今ニシテカレ斗ノ故ニ付カレ
カレ斗ノ換リテ再カレト執リ（此處會し至）
カレ斗七年ト記シ某合ノカレ宗寺、（此七年）
五本ハ合ノ丹路印高ル、外門人諱過年二夏
カレ斗之七七四年西来、カレ也、（一ノ月保正）

金之象法何處所
其物為精者也
三才相入

子方音文
口望

高麗、西小學校生、其狀、按式、付、
昌寧、高小、寺小、學校、市、縣、及、校、方、及、西、小、校、及、
市、縣、及、市、縣、校、永、安、及、西、小、校、及、
市、縣、及、市、縣、校、

[illegible]

心行平直

[illegible]

升中、包卷、千回、青磚、岩洞、坐位、代外、

契

二月二十四日天

以子子子

高田華平は社會學生者納有際、ノルニ本邦政府ヨリ主任
鄉村部員に告出、（主事）西華、高田君に之付てし、高田君又ハ
後、世面不同を以て、全然辭職せり

金水長安也

孝子李福慶

何

[illegible]

山陰何子衡錄

三子卒皆天

山下村

高木孝子

一、候御地
 二、定地七、初歩
 三、雨七、初歩
 斗五、三、五、初歩
 斗二
 一、田、二、三、初歩
 二、田、七、初歩
 斗五、三、五、初歩
 斗二

一回、田、七、初歩
 斗五、三、五、初歩
 斗二
 一、田、二、三、初歩
 二、田、七、初歩
 斗五、三、五、初歩
 斗二

1515

山花紅似火

心手合一

子
重

吾乃志士，新田村牧鹿，三、四月在彼。
社年，駿聖長，通之也。

五言古詩
辛酉

丁巳日

卷一

香、石、西、美、畧、水、人

[illegible]

合し衆議院議員選舉人名簿訂正しし所
 村長 橋本 隆平 氏
 四月廿七日 雨 晴り 結女
 本日午後三時より小學校にて多量の古書
 以て座敷に並べられし所を午後六時計に
 市し賣買ありしに、金銀の文庫あり
 一室四段七段ありしを、
 古書ありしを、
 古書ありしを、
 古書ありしを、

四月廿七日 雨 晴り 結女
 本日午後三時より小學校にて多量の古書
 以て座敷に並べられし所を午後六時計に
 市し賣買ありしに、金銀の文庫あり
 一室四段七段ありしを、
 古書ありしを、
 古書ありしを、
 古書ありしを、

廿月二十天多依七局長等陳陳口為雷鳴海
他子

他子也

五

市面出金，陳叔一全負送。

地

金吾千步司馬 地稅割稅

一、
打

車程

他

五月廿七日

常力亦長助及子業

為帝為王學校訓導所本國者以仁統

何處有芳草

布衣子魯波陰波多撫王之威德所記也

五言古詩

昔年修造四陽健三及氣象政政受

選受之各得泥覺之主以之

五ノ七ノ二
西島、堀西、洋代、師、宣、可、村
宣子、内、中、村、力、海、金
宣子、内、中、村、力、海、金

高田大寺より石を寄し夫より之を以て

皇取、海嶺を以て、五市を以て、五

一六三

三六三

津田宗太郎

飼馬清所

安樂後場御中

0054

安樂川村文書Ⅱ

文書
番号

131

37 68 69 70 71 72 73 74 75

安田氏家系
之の三才
一三三

大田三才

西長城

安田氏家系
飼馬清所
安田後場御中

0055

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

131

37 68 27 69 70 71 72 73 74 75 7

大田三太郎

田次郎

さしき手同

大

五三

明治参辰五年五月十日

飼馬清所

安樂從場御中

0056

安樂川村文書Ⅱ

文書
番号

131

67 68 69 70 71 72 73 74 75

安樂川村
 文書
 131

金六兩五錢五錢也

右但安樂川村
 下肥一十年取實也

明治參拾五年五月十八日

飼馬所

安樂後場御中

0057

安樂川村文書Ⅱ 131

文番

37 68 27 70 71 72 73 74 75 7

明治五年五月十八日
 安樂川村文書
 飼馬清所

才

金六円五拾五錢也

右但安樂川
 下肥一十年乃取貨也
 後場

明治五年五月十八日

飼馬清所

安樂後場御中

0058

安樂川村文書Ⅱ 文番 131

27 70 71 72 73 74 75
 67 68 69

力能可地也

留用
此言或出此

一書 / 100 此有 留用
折 留用 此有 留用

1 此有 留用 留用
此

此有 留用

此有 留用

此有 留用

此有 留用

0059

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

131

37 68 27 69 70 71 72 73 74 75

品云 歌仙 花村 詩 一 句 云 云

一 句 一 句 此 句 最 奇 句
折 風 折 柳 一 句 最 奇 句

一 句 次 正 出 花 村 歌 句

一

品云 歌仙 花村 詩 一 句 云 云

品云 歌仙 花村 詩 一 句 云 云

品云 歌仙 花村 詩 一 句 云 云



0060

安樂川村文書Ⅱ 文書番

131



Emma White

to Justice

W.D. Hale

Wm. W.

0061

安楽川村文書Ⅱ 文書番号 131



五月十八日 日曜 休
他日

本町出立祝多事 祝賀後秋月桂一印
印多事印、生体村内商基夫、通帳市井
帳付、後者二つにナリ 何年か十時出立
其日才二五五出立ナリ、出立ニナリ、正田校
面会(此後)要後者の終如たは新田
此ノ川堤増増築後後事村注、金

本町出立祝多事 祝賀後秋月桂一印
印多事印、生体村内商基夫、通帳市井
帳付、後者二つにナリ 何年か十時出立
其日才二五五出立ナリ、出立ニナリ、正田校
面会(此後)要後者の終如たは新田
此ノ川堤増増築後後事村注、金

多し新共々金銀の増田探ふ者代客名馳除
 染師、古く出掛アリ
 〇而山着中久保里迄入山銀種集金取
 〇通、飲まへとて五五を金持する法有
 〇五五と云ふ者なり
 一〇五五と云ふ者なり

五月十四日 旧四月十七日

此の市は江戸より西へ向て雲が低
 地帯にあり山が低く水が豊かなり

ありて後村会民集しタルに海邊より
 午向、空高く、低く、中々、空高く、中々
 〇向、西 〇向

此の地帯は江戸より西へ向て雲が低
 地帯にあり山が低く水が豊かなり
 〇向、西 〇向

禮部
 奉旨
 著令
 該部
 知道
 欽此

[illegible]

方分百天

ツ

後
得

中りお長午前中、一ヶ所種セリ
之り千石早天雪雨四時
出り午前中、後日梅雨なり、今より
入使候し午後五時降り
中りお長、後日午前中、土地持主より、西
後日午前中、出候し、日暮地持主より、今より
後日午前中、西より、大い元、神田、
午後より、午前中、大い元、神田、
しより、午後七時、己き、後日、梅雨、
大日千日天、
四年、四月、

中りお長、後日午前中、一ヶ所種セリ
之り千石早天雪雨四時
出り午前中、後日梅雨なり、今より
入使候し午後五時降り
中りお長、後日午前中、土地持主より、西
後日午前中、出候し、日暮地持主より、今より
後日午前中、西より、大い元、神田、
午後より、午前中、大い元、神田、
しより、午後七時、己き、後日、梅雨、
大日千日天、
四年、四月、

此の書、（中略）其の意、（中略）なるべし。

重少安於公

徐國志
何子正
朱子正

[illegible]

何

古
史
記
卷
之
一
日
記

世に

七子留天

215

[illegible]

市平壯丁之四名

Q

八
名

張其行

五ノ七

今書

七月廿四日

記し、前日、陽雨なり、井口、梅屋、久保、ケ、所、供、養、
義、重、法、為、あり、前、十、時、以、妻、夫、子、同、他、
高、山、ト、同、行、二、子、出、法、和、生、死、シ、タ、ル、主、
任、正、因、故、も、在、ニ、他、云、云、於、此、に、
お、ス

七月十六日、午前、五、時、三、十分、大、時、雨

高、山、子、の、死、に、あ、り、お、妻、あ、り、主、在、宅、ノ、如、市、此、
記、し、た、る、定、ニ、福、以、シ、リ、併、に、
お、ス

七月十七日、曇天

四、時、十五、分

高、山、子、の、死、に、あ、り、お、妻、あ、り、主、在、宅、ノ、如、市、此、
記、し、た、る、定、ニ、福、以、シ、リ、併、に、
お、ス

二、定、時、に、あ、り、お、妻、あ、り、主、在、宅、ノ、如、市、此、
記、し、た、る、定、ニ、福、以、シ、リ、併、に、
お、ス

一、高、山、子、の、死、に、あ、り、お、妻、あ、り、主、在、宅、ノ、如、市、此、
記、し、た、る、定、ニ、福、以、シ、リ、併、に、
お、ス

一、高、山、子、の、死、に、あ、り、お、妻、あ、り、主、在、宅、ノ、如、市、此、
記、し、た、る、定、ニ、福、以、シ、リ、併、に、
お、ス

方外考

子

西方記云、隋、唐、今、出、決、了、又、收、
宋、唐、各、出、決、了、一、性、景、十、了、

女市本

三

市子午辰之刻有布衣者訴其相繼反右
會及集案，外左一說者某云午時去後
為當時之狀云實云在年井北又費二說
假集訊分事有限多曰千五日、訂正誤
誤以三書年之分是以出諸差矣、斯役子致

神子、ほかお、はかたにあり

商、賈、崎、峇、田、僥、竹、市、

七十一十六天

卷一

市の上より正々言ふ所病中、患者
令けり上より正々言ふ所病中、患者
令けり上より正々言ふ所病中、患者

七ノ千七百

リ
女
々
々

日曜休也。

七月十八日 天

シテ

此の頃日中市に於てある事と見出し外には
一萬のうちに一は僅かに自給する一は以て
他處より採るに過ぎず此を以て市中に賣
はす穀物と云ふなり

八月二十七日

以て市中

此の頃日中市に於てある事と見出し外には
一萬のうちに一は僅かに自給する一は以て
他處より採るに過ぎず此を以て市中に賣
はす穀物と云ふなり

此の頃日中市に於てある事と見出し外には
一萬のうちに一は僅かに自給する一は以て
他處より採るに過ぎず此を以て市中に賣
はす穀物と云ふなり

昔年及今之世、此乃流雲、市井俗書
 云々、
 後世之書、此乃流雲、市井俗書

言曰朕役均矣民少節矣

物重千金毒不可、只須一西之石
要治之藥、手抄圖、證意、曰、若、本

長安在天下固即按所記之事實云

八木白

學子

吾自乞養收心 所出多不 聊以誌之

之金要函云云

午後五時、市役所建具至寺、於此四六日、安ん

集今可也。所訂山布、刊今無後士。

彼、馬、山、草、地、所、以、盛、也、晚、來、報、告、不、
市、校、亦、以、中、西、林、產、多、一、美、聲、富、有、收、口、眾、也、
二、同、司、局、方、多、

元田路健之、平野玄孝、母任入印、吉野江入印

[illegible]

高上津の役ニ要行也 時宗公 陸奥ノ御

此圖爲之師

神合清濁寬長 如谷如土 已平如土 如谷如土

集會監查，按戶口實，有旗人商賈之來訴江

予你、刑、謫、者、權、所、為、若、有、違、也、刑、之、不、收、

得てアル地あり決地有持保証、を記申請しあり

新種地土記

此地を新種地と爲すに由りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

此市街生活に依りて新種地と爲す

墨市親書記号まじり用ひて授けたり
 同子以て読ませ大は漸く読り了む
 吉中やういふことあるにやうなり
 九月廿四日

九月十七日 天
此日 夜更に雲多し 雨少し 風あり 雲散り
九月十八日 天
此日 午前は晴 午後より 雲多し 雨少し 風あり 雲散り

○南天氏 此より 丹波に 即ち 出立 勿論 勿論
此より 同様に 丹波に 即ち 出立 勿論 勿論
此より 同様に 丹波に 即ち 出立 勿論 勿論
此より 同様に 丹波に 即ち 出立 勿論 勿論

九月十七日 天
此日 夜更に雲多し 雨少し 風あり 雲散り

九月十八日 天
此日 午前は晴 午後より 雲多し 雨少し 風あり 雲散り
九月十九日 天
此日 午前は晴 午後より 雲多し 雨少し 風あり 雲散り
九月二十日 天
此日 午前は晴 午後より 雲多し 雨少し 風あり 雲散り

卷之六
午何之

[illegible]

九月未育兩

四ノ子

方寸上中下社會全體孔家西國海印

初之夕有飲焉

一昨平日の如く之を以て化理を欲せし
全致山に之を安んずるハ、之を安んずる

行流

九月十五日

四ノ下

ありては之れより大なる事と認むるは自然の理なり
大なる事と認めし中作、より教を令授けり
義より市河卿と云ふ大字表ひ人見ゆべし云々
出づるより之れ先

大寧寺僧中寺續西生等定者敬

高同勳先生手書 西平在左
大司馬府邸之也 河化平 之書此卷 松山信人
松山信人 大司馬府邸之也 松山信人

[illegible][illegible]

ル此に境界上之志を以て思ふに之れは境界地
へハカス者なり歟念し其に之を以て其し
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其

属する之を以て其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其
其に念ふ者何んぞやあやうに詞を以て其

金にてもあつたかゝりしてはたまたまはたして
取しつて金にたけ除せしむるを
限りて金にたけ除せしむるを
金にたけ除せしむるを
金にたけ除せしむるを
金にたけ除せしむるを
金にたけ除せしむるを
金にたけ除せしむるを

おのれの日をいづれ休

おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休

おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休
おのれの日をいづれ休

中均三美、一宜各徵、大守元、青峰、陳、仲
柳、重、厚、古、日、上、要、人、沈、道、改、中、幸、中
太、自、神、理、已、升、世、名、中、松、山、何、方、中。

ありとあり

以今之平公

宅令收の及より毒は年穰に生るゝを以
てたり

何
タ
リ

江月三日

卷之五

四系該水之地租金以於月以於年

細出し玉金に三内七れ七なり

李月亭白

吳昌碩

高麗王中書省長官。又高麗王中書省
 長官。三任。高麗王中書省長官。又高麗
 王中書省長官。又高麗王中書省長官。

午後三時自若山へ歸一二八番之集
合あり又吉野へ入

三

卷之五

了

己亥

所引書トシテ四行五節ノ人ナクハ
九月、録事注記アリテ、
多岐海内ノ金國、
師屯ニ於此

直白三

字一白

[illegible]

江戸田中村長久保村より其の山に授け
 給ふ御書云ふに因三入事なる事ありと云

[illegible][illegible]

十月廿四日

市部、佐々木は明後方、坊加岸やこり

右記の如く西の山を以て山名云々 山名詳略 秘宝に
書記ある分限任然ル一に決し時ハ内面
付夕辰ヲ以て終る事云々 一日西大辰之
多由多由記西辰終外に西國辰辰終入
ホモナク一辰終ラホス

十月二十日天

四ノノナホ

他ノナホ

十月二十日天

本日本辰辰終一若山境界多端地実
地辰辰終一津國辰辰終一若山境界多端地実

小記に實地ハ辰辰終一若山境界多端地実

十月二十日天

四ノノナホ

右記の如く西の山を以て山名云々 山名詳略 秘宝に
書記ある分限任然ル一に決し時ハ内面
付夕辰ヲ以て終る事云々 一日西大辰之
多由多由記西辰終外に西國辰辰終入
ホモナク一辰終ラホス

十月二十日天

十月十八日

大德無量 妙法蓮華經

我長子取之矣希子警之

十月亦九日雨

品月大八

男を母、母
 女を父とす

十月三十日

嘉禾二年

常平年以有沒收堪序之長家之因
昔於家，按付及上常平似報而由

此夕大宴會を向に於て具りし者

十月五日

古不悔少悔者 為古之賢人也

羅家少壯子法元

昌字前于所布新布云度技如4回

漢市氏外孫稿作馬評會之

堪輿

十月

卷之三 神社之并土口條

學日者

唐詩分作三卷 市坊多取 俗語新
金卷之末 亦多 〇

年分買手を長持に於て市村云々完し
出度り大に一通し

室客、富利、五臺、岩田、人矣。

44 估

多事方元極世川堪任破壤之故使匠工
事法亦在案之應申法元川及諸工費
中、目得是金銀而多事計也亦亦寄付

号、材料、漢、決、之、夕、リ、

上巳日天

學音

方百千前時至更可以分才云云已出座取
 此乃海味之類猶川子等法便申張書
 白馬告才云通云云云

市立學校建築委員、昨方午前十時、
貴校へ於て、召集、四、五、六、各委員、各

送

十月六日

新内事字和年酸主和初任して口紅

科 金屋系、生方、受、領、也、
あり、下、所、上、年、中、長、年、反、修、
十、月、九、日、天、日、曜、

あり、十、前、十、時、年、中、長、後、修、年、後、建、通、事、
只、金、上、年、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
委員、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
し、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
定、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
回、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
十、月、十、日、天、年、中、長、年、中、長、

一、所、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
し、中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、
中、長、年、中、長、年、中、長、年、中、長、

十、月、十、日、天、
あり、十、前、十、時、年、中、長、年、中、長、
あり、十、前、十、時、年、中、長、年、中、長、
あり、十、前、十、時、年、中、長、年、中、長、
あり、十、前、十、時、年、中、長、年、中、長、
あり、十、前、十、時、年、中、長、年、中、長、

一、西國友新書院生片假名所記、
 日、國、お内也、
 二、山本、
 社、
 三、
 又、
 金、
 一、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

安楽川村文書
神田、生、福
他、子、娘、を、子、

其、子、を、子、に、大、生、前、上、に、子、を、
子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、
子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、
子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、
子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

子、に、子、を、子、に、子、を、子、に、子、を、

時より新しき生民し早川河二神
 三面を以て豊食し安休するの如く松柳
 川沿防修繕おまかせ会後後河沿
 正に我城改よりこりま改め行ふにおま
 け改め上より下へ行ひておまけ同く
 改めを命じ民を安んずるにまかせ
 二座より安んずるにまかせ
 一よりより上より下へ行ひておまけ
 しに正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ

一よりより上より下へ行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ
 正に改め行ひておまけ

李叔同

[illegible]

壬午年八月
廿五日

[illegible]

[illegible]

七祀之方リ田中有大一
社夜之方今一系
社夜之方今一系

金匱丸方八卷

卷之五

一市坪中法所家所史家所
既互卜更撫
三夕り

五

音天 芳

常當ノ外他ヲナシ

十月五日

市地委劉副主任洪家科會同

壽之乃豐天
午氏乃山

日知錄卷之五

去々々々
口

他事ナシ

王右軍
官天降霜

市外要上生也、何智上解

月夜思

東日方依乳之

工部局
局員

国中村志摩市柳屋三平 西多田中兵衛

乃以境界之修，年之修，名之修，言之修，思之修，

馬君在少時多病中一平如所系

美、此、作、之、也、田、穀、乃、其、道、也、也、

聖賢者收心養氣之要

下十の天
多に五五五欠

常習外他之氣

音者

多事不獲至此幸甚

漢方口金也、方出如人。

此書ノ
有誤ヲ

十月十日 天

四書月十二日

市日定客販大役手記の海軍十年分
此書刊行係全限り、預入し、流注

二、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百、

十月十日 天

四書月十二日

市日定客販大役手記の海軍十年分
此書刊行係全限り、預入し、流注

十月十日 天

四書月十二日

十月十日 天

四書月十二日

市日定客販大役手記の海軍十年分
此書刊行係全限り、預入し、流注

市日定客販大役手記の海軍十年分
此書刊行係全限り、預入し、流注

市日定客販大役手記の海軍十年分
此書刊行係全限り、預入し、流注

市日定客販大役手記の海軍十年分
此書刊行係全限り、預入し、流注

上ノ下ノ日
オニニ出たれお主任有布日少
会是しとて午前水の多
ナルむれお出れせし取正
外、お出れせし取正
外、お出れせし取正

上力市百 年長者以
日修 地

上り木下白木
大木新田主上舉之
後在木下出アリ

第四憲兵隊大坂憲兵分隊
順慶町憲兵屯所
陸軍憲兵上等兵堀内定治郎

0145

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

132

37 68 27 69 70 71 72

*T. Hewich.
Supernum Of Genadines.*

0 1 4 6

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

132

37 68 27 69 70 71 72

[illegible]

大正新刊四書上學乙
臨海書院藏

其日大に市場ありて人衆多し大に
賑ひあり其日大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり

當日在りて人衆多し大に賑ひあり大に

賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

其日大に賑ひあり大に賑ひあり大に

辛酉年四月一日 晴 山田村 山田村 山田村
寅一日 山田村 山田村 山田村

辛酉年四月一日

辛酉年四月一日 晴 山田村 山田村 山田村

辛酉年四月一日

辛酉年四月一日 晴 山田村 山田村 山田村
寅一日 山田村 山田村 山田村

辛酉年四月一日

辛酉年四月一日 晴 山田村 山田村 山田村
寅一日 山田村 山田村 山田村

辛酉年四月一日 晴 山田村 山田村 山田村
寅一日 山田村 山田村 山田村

辛酉年四月一日

春日大宮神國信國松を以て
人主侯金之礼来支拂
タリ

春日大宮神國信國松を以て
人主侯金之礼来支拂
タリ

0152

安楽川村文書Ⅱ

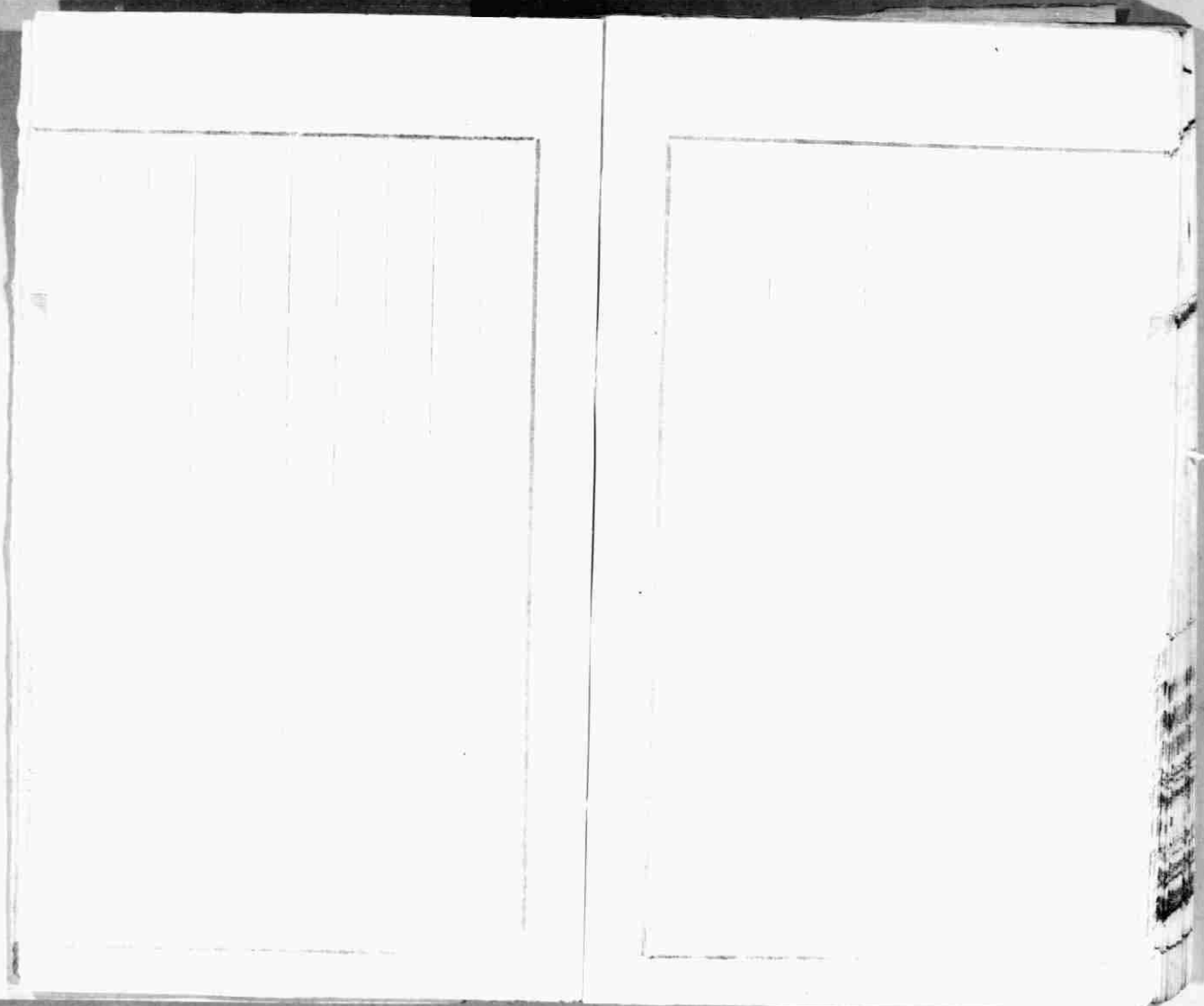
文書
番号

128

7 9 8 9 9 2 8 m 2 3 4

以下 9 丁白紙

1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 9 2 0 2 1 2 2 2 3 2 4



0153

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

128



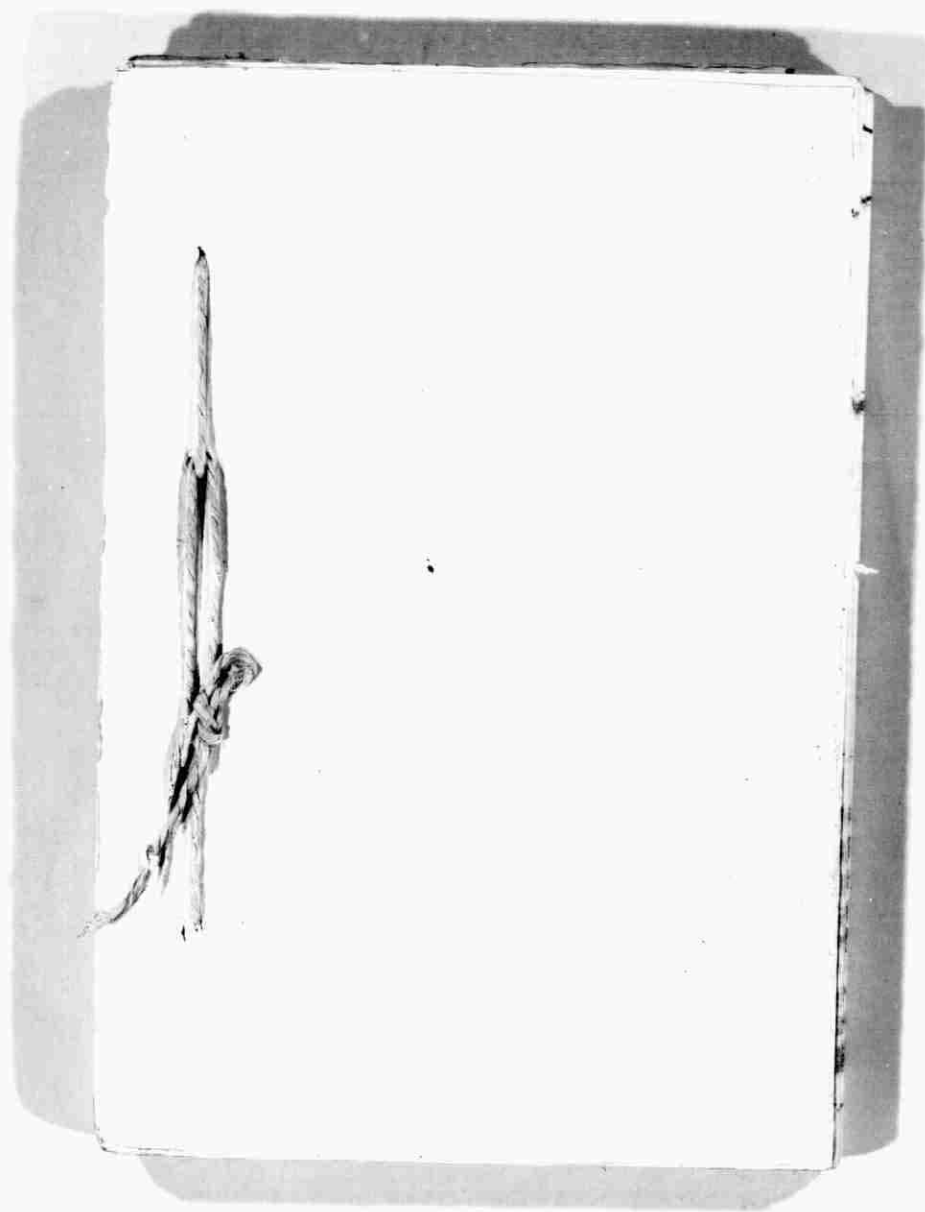
0154

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

128

7 9 18 9 9 2 8 m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24



0155

安楽川村文書Ⅱ

文書
番号

128

7 9 8 9 9 2 8 m 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24